

加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ

3²⁰²⁶月号

岩手支部

KYOUKAIKENPO IWATESHIBU

職場の皆さままで回覧をお願いします

支部の取り組み結果が健康保険料率に反映いたします！
令和6年度 岩手支部は総合15位(インセンティブ制度)

インセンティブ制度とは

協会けんぽ都道府県支部ごとの加入者の皆様の健康に関する取り組みを5つの指標に基づいて評価し、上位15支部にインセンティブ(報奨金)を付与し、翌々年度の健康保険料率に反映される制度です。

上位15支部に入ることができれば、インセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率が引き下げとなります。

令和6年度、岩手支部は総合15位であったため、インセンティブが付与されます。健康づくりや医療費の抑制に向けた取り組みに、更なるご協力をお願いいたします。

令和6年度の
健康に関する取り組み等

令和8年度の
健康保険料率へ反映!

より上位を目指すための、5つの評価指標に係るご協力のお願い

	岩手支部の順位	取り組んでいただきたいこと
① 特定健診等の実施率	16位	協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。定期健診を受診されている方は、結果データを協会けんぽにご提供ください。ご家族の方は「特定健診」をご利用ください。
② 特定保健指導の実施率	29位	健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、「健康サポート(特定保健指導)」をご活用ください。健診当日に特定保健指導の初回面談をご利用いただくことも可能です(一部の健診機関のみ)
③ 特定保健指導対象者の減少率	24位	特定保健指導を受けた人は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
④ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	24位	「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、早期に医療機関を受診しましょう。また、事業主様・ご担当者様におかれましては速やかに医療機関を受診するよう、対象者へのお声がけをお願いいたします。
⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合	6位	お薬を処方される際は、ジェネリック医薬品を積極的に選択しましょう。

退職後の医療機関への受診について

在職中の健康保険を利用できるのは「退職日」までです。退職後は速やかに新たな健康保険への加入手続きをお願いいたします。

退職後に在職中の健康保険で医療機関を受診した場合、後日、加入者あてに医療費の協会けんぽ負担相当分を返還請求する場合があります。

資格確認書の回収の手続き

マイナ保険証をお持ちでない加入者の方には、資格確認書を交付しておりますが、退職者の資格確認書につきましては、従前と同様、被保険者資格喪失届に添付のうえ、日本年金機構へご郵送ください。

また、電子申請をご利用の場合は、到達番号のわかる画面を印刷し、資格確認書に添付のうえ、日本年金機構へご郵送ください。

退職後の健康保険の加入について

◎ 退職後の「健康保険」は速やかにお手続きを！

退職後は次に加入する健康保険をご自身で選択し手続きを行う必要があります。

健康保険の種類	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険の扶養者
手続き先	お住まいの市区町村役場	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
保険料	前年の所得などにより決定 退職の理由などにより保険料が軽減される場合があります	在職時の約2倍(上限あり) 退職後は事業主折半分も全額自己負担になります	被扶養者の負担なし
加入条件	お住まいの市町村役場へご確認ください	下記をご覧ください	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります

任意継続に加入する場合

- 条件① ● 資格喪失日の前日(退職日)までに継続して2か月以上の被保険者期間があることが必要です。
- 条件② ● 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内(土日祝含む)※に、お住まいの協会けんぽ都道府県支部へ資格取得申出書を提出していることが必要です。

必着

※提出期限が非営業日の場合は翌営業日まで

岩手県からのお知らせ

悩みを抱える人を支える「ゲートキーパー」

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことを命の「門番」という意味で「ゲートキーパー」と呼びます。

一人ひとりが「こころの健康」に関心を持ち、悩みを抱えている方のところに寄り添った温かい対応を行うなど、私たちにもできる「こころの支援」をはじめましょう。



自殺対策キャラクター
「アイばあちゃん」

1 自殺の状況

警察庁自殺統計(暫定値)によると、令和7年の岩手県の自殺者数は前年から73人減の193人となり、統計開始(昭和53年)以降、過去最少となったところです。しかしながら、いまだに200人近くの方が自殺で亡くなっており、また、昨今の物価高騰に伴う社会経済情勢の悪化など、社会的要因による孤独感や孤立感の深まりなどにより、引き続き、自殺リスクの高まりが懸念されます。

2 「ゲートキーパー」になるためには？

ゲートキーパーになるために必要となる特別な資格はありません。家族や友人、職場の同僚といった様々な立場の人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。

気づく…なんだかいつもと様子が違うと感じたら、何か悩みを抱えているかもしれない。

声をかける…悩んでいる人は、様々な不安や心配から一人で抱え込んでしまうことがあります。孤立させることなく、温かく声をかけてみましょう。

話を聴く…本人の気持ちに寄り添い、耳を傾けることは、悩みを抱えている方への大きな支援となります。

支援につなぐ、見守る…適切な専門家や支援先につながるよう手助けします。声をかけてもなかなか相談につながらない場合は、温かく見守りましょう。

●●●●● 特設WEBサイト「こころに寄り添いいのちを守るいわて」 ●●●●●

県では、特設WEBサイトを設置し、ゲートキーパーの行動事例動画やこころのセルフケアに関する動画、各種相談窓口情報など様々なコンテンツを公開しています。また、若年層向けの「こころの健康啓発動画」も公開しています。



岩手県自殺予防宣言 ～みんなでつなごういのちこころの絆～

【お問い合わせ先】岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 TEL019-629-5483 (直通)

いのちまもるいわて

検索

ホームページでもご覧いただけます！

毎月お届けする広報紙を
ホームページで掲載中です

PDFデータにより掲載しておりますので、
事業所内での閲覧にご活用ください。



お問い合わせはこちらまで

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル2階
(代表)019-604-9009

※このお知らせは保険料納入告知書に同封しているため、協会けんぽに加入されていない事業所様にも送付されています。該当しない事業所様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解をお願いいたします。なお、お問い合わせは協会けんぽ岩手支部までお願いいたします。